

新潟県教育委員会告示第8号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 教職員 新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条の適用をうける職員で県教育委員会に任命権が属する者のうち、公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。<u>第7条において同じ。</u>）、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第6条第1項第1号に基づき任期を定めて採用される者（以下「育休任期付職員」という。）</u>をいう。</p> <p>(3)～(11) （略）</p> <p>(11)の2 管理監督職勤務上限年齢による降任 当該市町村において、校長、副校長又は教頭を教諭、養護教諭又は<u>栄養教諭</u>に任命することをいう。</p> <p>(12)・(13) （略）</p> <p>(14) 育児休業 <u>育児休業法第2条の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</u></p> <p>(15)～(24) （略）</p> <p>（職名）</p> <p>第3条の2 <u>教職員（育休任期付職員を除く。）の職名は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 教職員 新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条の適用をうける職員で県教育委員会に任命権が属する者のうち、公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。<u>以下同じ。</u>）、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員をいう。</p> <p>(3)～(11) （略）</p> <p>(11)の2 管理監督職勤務上限年齢による降任 当該市町村において、校長、副校長又は教頭を教諭、養護教諭又は<u>栄養委教諭</u>に任命することをいう。</p> <p>(12)・(13) （略）</p> <p>(14) 育児休業 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</u></p> <p>(15)～(24) （略）</p>

<p><u>職員、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</u></p> <p><u>2 育休任期付職員の職名は、講師、養護助教諭、学校栄養職員及び主事とする。</u></p> <p>(免許状等の資格区分)</p> <p>第4条 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>養護教諭及び養護助教諭</u> 養護教諭の普通免許状を所有する者とする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(学校栄養職員の採用)</p> <p>第8条 <u>学校栄養職員(育休任期付職員を除く。)</u>の採用は、新潟県人事委員会が行う「市町村立義務教育諸学校栄養職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(事務職員の採用)</p> <p>第9条 <u>事務職員(育休任期付職員を除く。)</u>の採用は、新潟県人事委員会が行う「市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(育休任期付職員の採用)</p> <p>第9条の2 <u>育休任期付職員の採用は、「新潟県市町村立学校育休任期付職員採用選考考査」を受験し、「新潟県市町村立学校任期付職員(育児休業代替)採用候補者名簿」に登録された者の中から別記第1号様式による校長の内申を得て行うものとする。</u></p> <p>(採用の制限)</p> <p>第10条 <u>第6条から第9条の規定にかかわらず、離職した後、1年を経過しない者は原則として採用しない。</u></p> <p>第11条 <u>削除</u></p> <p>(採用月日)</p> <p>第12条 <u>採用は、原則として4月1日とする。ただし、育休任期付職員の採用は、育児休業を取得する教職員の休業開始日以降とする。</u></p> <p>(病気療養のための休職及び復職)</p>	<p>(免許状等の資格区分)</p> <p>第4条 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 養護教諭 養護教諭の普通免許状を所有する者とする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(学校栄養職員の採用)</p> <p>第8条 学校栄養職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「市町村立義務教育諸学校栄養職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(事務職員の採用)</p> <p>第9条 事務職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(採用の制限)</p> <p>第10条 <u>前4条の規定にかかわらず、離職した後、1年を経過しない者は原則として採用しない。</u></p> <p>(職名)</p> <p>第11条 <u>教職員の職名は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</u></p> <p>(採用月日)</p> <p>第12条 採用は、原則として4月1日とする。</p> <p>(病気療養のための休職及び復職)</p>
---	---

第18条 休職は、心身に故障のある教職員について、医師があらかじめ診断を行い、正常な勤務ができなくなったと認める場合に行う。

2 復職は、休職中の教職員について医師があらかじめ診断を行い、休職の理由がなくなったと認める場合に行う。

3 (略)

(辞令書)

第24条 第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記第2号様式による辞令書を交付して行う。

ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(第2号様式) (第24条関係)

辞令書

(略)

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入

(略)

1 採用

(1)～(4) (略)

(5) 教諭、講師 (日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。)、養護教諭及び栄養教諭の場合

(略)

(6) 栄養主査及び学校栄養職員 (育休任期付職員を除く。) の場合

(略)

(7) 総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事 (育休任期付職員を除く。) の場合

(略)

2～22 (略)

23 育休任期付職員の採用等

(1) 講師又は養護助教諭を採用する場合

(市町村) 公立学校教員に採用する (地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による)

(職名) に補する

教育職 (二) 1級に決定する

〇号給を給する

(市町村) 立 (〇〇小・中・義務教育・特別支援) 学校勤務を命ずる

期間 年 月 日から

年 月 日まで

第18条 休職は、心身に故障のある教職員について、県教育委員会の指定する医師2名があらかじめ診断を行い、正常な勤務ができなくなったと認める場合に行う。

2 復職は、休職中の教職員について県教育委員会の指定する医師2名があらかじめ診断を行い、休職の理由がなくなったと認める場合に行う。

3 (略)

(辞令書)

第24条 第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。

ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(別記様式)

辞令書

(略)

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入

(略)

1 採用

(1)～(4) (略)

(5) 教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の場合

(略)

(6) 栄養主査及び学校栄養職員の場合

(略)

(7) 総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事の場合

(略)

2～22 (略)

<p><u>注 特別支援学校の場合</u> <u>講師・養護助教諭の給料表を教育職（二）から教育職（一）におきかえる。</u></p> <p><u>(2) 学校栄養職員を採用する場合</u> <u>（市町村）公立学校学校栄養職員に採用する</u> <u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による）</u> <u>学校栄養職員に補する</u> <u>学校栄養職〇級に決定する</u> <u>〇号給を給する</u> <u>（市町村）立（〇〇小・中・義務教育・特別支援）学校勤務を命ずる</u> <u>（（市町村）立（共同調理場）在勤を命ずる）</u> <u>期間 年 月 日から</u> <u>年 月 日まで</u></p> <p><u>(3) 主事を採用する場合</u> <u>（市町村）公立学校事務職員に採用する（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による）</u> <u>主事に補する</u> <u>行政職1級に決定する</u> <u>〇号給を給する</u> <u>（市町村）立（〇〇小・中・義務教育・特別支援）学校勤務を命ずる</u> <u>期間 年 月 日から</u> <u>年 月 日まで</u></p> <p><u>(4) 育休任期付職員の任期を更新する場合</u> <u>任期を 年 月 日まで更新する</u></p> <p><u>(5) 育休任期付職員の任期の満了</u> <u>任期の満了により退職した</u></p>	
--	--

第2条 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の前に次の1様式を加える。

別記

第1号様式（第9条の2関係）

所属名	
所属コード	

第 号
年 月 日
教育委員会

新潟県教育委員会 様

育休任期付職員の任用について(内申)

下記のとおり内申します。

記

任用発令年月日	年 月 日	任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
学 校 名			
ふりがな 職・氏名	性別	男・女	年齢 （ 年 月 日生） 歳
職員コード	担当教科		
給 料	※ 級 号給		
免許状の種類			
免許状取得年月日	免許状有効期限満了日 又は修了確認期限		
最終卒業学校・年月			
任用理由等			
学校長意見具申	年 月 日 市町村立	学校長	
市町村教育委員会 教育長所見			

添付書類 宣誓書

注1 「給料」欄 ※は記入しないこと。

注2 「任用理由等」欄に育児休業を取得する職員の氏名及び休業期間を明記すること。また、期間更新の場合は、期間更新であること旨及び前回の発令期間を記入すること。なお、期間更新の場合は、添付書類は不要である。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。